

制 定 令和 02 年 08 月 01 日

最終制定 令和 07 年 04 月 01 日

浜名病院介護医療院

施設サービス・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設の概要

(1) 施設の種類

介護医療院
令和2年8月1日 指定
静岡県 第 22B8400012 号

短期入所療養介護（介護医療院）
令和2年8月1日 指定
静岡県 第 22B8400012 号

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
令和2年8月1日 指定
静岡県 第 22B8400012 号

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、療養を必要とする要支援・要介護者に対し、施設サービス計画を立て、それに基づいて、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援または重度化防止を図るよう、看護・介護・身の回りの世話及び機能訓練などを含む総合的な医療及び介護サービスを提供します。

(3) 施設の運営方針

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ちサービスを提供します。
入所者または他の入所者の生命又は身体の保護のためにやむを得ない場合を除いて、出来る限り身体拘束は行いません。
- ② ご家族や地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- (4) 施設の名称 浜名病院介護医療院
- (5) 施設の所在位置 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地 15 番地の 70
- (6) 電話番号 053-577-2333
- (7) ファックス番号 053-577-2483
- (8) ホームページ <http://www.hamanakai.or.jp/>
- (9) 管理者氏名 施設長 及川 道雄
- (10) 開設年月日 令和2年8月1日
- (11) ベッド数 I型療養病床：44床
- (12) 第三者評価の実施の有無 無

2. 病室等の概要

浜名病院介護医療院（以下「当施設」）では以下の居室及び設備をご用意しています。個室・2人部屋・4人部屋があり、入所者の病状や心身の状況により、居室を変更する場合があります。個室などでの療養をご利用される場合や居室の変更をご希望される場合は、その旨お申し出ください。但し、入所者の病状や心身の状況、ベッドの状況により、ご希望に添えない場合があります。その際は、入所者やご家族と協議の上、決定するものとします。

(1) 居室の種類

	室数	付帯設備
個室	2室	洗面化粧台 トイレ TV 電話 冷蔵庫
2人部屋	5室	洗面化粧台 トイレ TV
4人部屋	8室	洗面化粧台 トイレ TV
合計	15室	

(2) 設備の種類

	面積	場所	付帯設備
食堂	68 m ²	施設内	洗面台 TV
機能訓練室 (共用)	271.48 m ²	1階	平行棒、温熱、起立訓練台等
浴室	57.93 m ²	施設内	機械浴、シャワー、浴槽
談話コーナー		施設内	自動販売機、洗面台

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

管理者	1名
医師	1名以上
看護職員	6名以上
介護職員	10名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
管理栄養士	1名以上
歯科衛生士	1名以上
薬剤師	1名以上
放射線技師	1名以上

(2) 主な種類の勤務体制

職種	勤務体制
管理者（医師） 理学療法士 管理栄養士	8：45～17：45
看護職員 介護支援専門員 （兼務）	標準的な勤務時間 早 番 7：30 ～ 16：30 日 勤 8：30 ～ 17：30 遅 番 9：30 ～ 18：30 夜 勤 16：30 ～ 翌朝 9：00
介護職員	標準的な勤務時間 早 番 7：30 ～ 16：30 日 勤 8：30 ～ 17：30 遅 番 10：00 ～ 19：00 夜 勤 16：30 ～ 翌朝 9：00

4. 当施設が提供するサービス利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。
但し、施設サービス計画書作成や、サービスを提供するにあたり、入所者及びご家族に可能な限りご協力いただきます。

※当施設で提供するサービス

1. 利用料金が介護保険の給付対象となるサービス
2. 利用料金が全額を入所者に負担いただくサービス（介護保険の給付対象外）があります。

(1) サービス内容

① 利用料金が介護保険の給付対象となるサービス

(ア) 施設サービス計画書の作成

- ・介護支援専門員が、入所者及びご家族の希望、入所者の、心身の状況及び医師の指示書に基づき、適切な施設療養の計画を施設サービス計画書として作成します。

(イ) 医学的管理

- ・医師や看護職員が、入所者の病状及び心身の状況を観察し、適切な医学的管理を行います。
- ・入所者の病状及び心身の状況によっては当施設案内の医療保険病棟へ転棟となる場合もあります。
- ・入所者及びご家族が高度あるいは専門医療をご希望される場合には、転院も可能です。

(ウ) 機能訓練

- ・理学療法士が、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復を図り、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

(エ) 食事

- ・当施設では、低栄養状態の予防・改善のため、入所者の栄養状態や摂食状況を評価し「栄養ケア計画」を作成いたします。
- ・これらの計画については、入所者やご家族様に確認をお願いいたします。
- ・入所者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を召し上がっていただくことを原則としています。

- ・必要な場合には、入所者の心身の状況に応じた食事介助を行います。
- ・食事時間は、次の通りとなっています。

朝食	7：30～
昼食	12：00～
夕食	18：00～

(オ) 入浴

- ・入所者の心身の状況に応じて、浴槽の種類を選択し、週2回以上の入浴を行います。
- ・入浴できない場合には清拭を行います。

(カ) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者が、自身の身体能力を最大限活用できるような援助を行います。
- ・トイレ・尿器・オムツ等を使用し、適切な介助を行います。
- ・オムツ代は介護保険の給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

(キ) レクリエーション活動及び行事

- ・節分・雛祭り・七夕・盆踊り・運動会・クリスマス会等、季節感あふれる行事を積極的に行います。(※ 材料費は別途徴収あり)
- ・適宜、地域ボランティアとの交流を行います。

(ク) 感染症対策

- ・院内感染マニュアルを遵守し、感染症が発生または蔓延しないように努めています。
- ・定期的に感染対策委員会を設け、感染対策を行っています。

(ケ) その他の療養生活への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、療養環境の保清に努めます。

② 介護保険の給付対象とならないサービス

(ア) 介護保険給付対象外の医療の提供

- (イ) 食費 (重要事項説明書 別紙4)
- (ウ) 居住費 (重要事項説明書 別紙4)
- (エ) 特別な病室 (重要事項説明書 別紙4)

- ・ご利用者のご希望により個室・2人部屋に入所される場合、個室・2人部屋利用申込書を記入いただき、利用していただきます。

個 室 301号室・308号室

2人部屋 302号室・303号室・305号室・306号室・307号室

(オ) 日常生活上必要となる諸費用(寝巻、おしぼり、入浴用タオル、等)

(重要事項説明書 別紙4)

(カ) その他(理美容代、文書代、等) (重要事項説明書 別紙4)

(2) サービス利用料金 (重要事項説明書 別紙1)

① 介護保険の給付対象となるサービス

厚生労働大臣が定める介護報酬の告示に準じ、入所者の要介護度に応じてサービス利用料金の個人負担分と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払ください。

ご利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(入所者が保険料を滞納しているため、入所者を当事業者に支払わなければならない旨の記載)がある時は、ご利用者は一旦利用料金を当事業者にお支払いいただきます。

居宅における外泊を行った場合には、1ヶ月に6日を限度とし、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示に準じたその期間の費用の、個人負担分をお支払ください。

(3) 利用料金のお支払方法

入所費は月末締めで翌月 10 日に請求書が発行されます。10 日から 25 日までに、1 階入退院受付にて請求書の受け取りとお支払いをお願いします。

- (ア) 浜名病院会計窓口での現金支払、又はクレジット決済
- (イ) 下記指定口座への振込み（手数料は入所者の負担となります）
銀行名 豊橋信用金庫 新所原支店
口座番号 普通預金 0148424
口座名 医療法人 宝美会 浜名病院

(ウ) 口座振替

- ※ 振込み・口座振替を希望される方は、入退院受付にお申し出ください。
- ※ 月に一度、1 階入退院受付にて保険証のご提示をお願いいたします。

5. 施設を退所していただく場合

以下のような事由が発生した場合は、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- (1) 要介護認定により、入所者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- (2) 入所者が死亡された場合
- (3) 入所者がその他の医療施設に入院、又は、介護保険施設に入所した場合
- (4) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- (5) 当施設の減失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (6) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 入所者から退所の申し出があった場合（契約解除）
- (8) 事業者から退所の申し出を行った場合（契約解除）

(1) 契約の解除について

① 入所者からの退所の申し出

契約の有効期限内であっても、入所者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約をお申し出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退所することができます。

- (ア) 介護保険給付対象外のサービス利用料金の変更に同意できない場合
- (イ) 当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- (ウ) 事業者若しくはサービス従業者が、正当な理由なく、本契約に定める介護療養施設サービスを実施しない場合
- (エ) 事業者若しくはサービス従業者が、守秘義務に違反した場合
- (オ) 事業者若しくはサービス従業者が、故意又は過失により、入所者の身体・所有物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (カ) 他の入所者が入所者の身体、所有物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

② 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- (ア) 入所者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (イ) 入所者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (ウ) 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の入所者等の生命、身体、所有物、信用等を傷つけ、又は著しい不振行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (エ) 当施設に入所中、浜名病院内の医療保険病棟への転棟若しくは他の医療機関へ入院した場合

(2) 円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者のご希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。その際、必要な情報の提供を以下の事業者に行う場合には、入所者若しくはご家族に対して文書により同意を得て行います。

- ・適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護福祉施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他の保険医療サービス若しくは福祉サービスの提供者の紹介

6. 苦情処理について

(1) 当施設における苦情処理について

当施設における苦情や相談は、以下の窓口で受付けます。

受付窓口 医療相談室 医療ソーシャルワーカー
苦情処理責任者 事務長

※ 介護医療院スタッフステーションにお申し出いただいても結構です。

※ 投書箱を設置しております（1階医療相談室前、介護医療院談話室）用紙にご記入の上、ご投函いただくことができます。

(2) 公的機関においても、苦情の申し立てができます。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 湖西市高齢者福祉課 | 053-576-1104 |
| 豊橋市長寿介護課 | 0532-51-2359 |
| 浜松市健康福祉部介護保険課 | 053-457-2875 |
| ② 静岡県国民健康保険団体連合会 | 054-253-5590（介護苦情相談） |
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 052-971-4165（介護苦情相談） |

7. 施設利用上の留意事項

(1) 要介護認定等について

① 要介護認定等の確認について

被保険者証によって被保険者資格、要介護度、認定日、その他有効期間の確認をさせていただきます。介護保険被保険者証のコピーを取り、入所期間中保管させていただきます。

- ② 更新、変更申請について
更新手続きの書類が市役所より届きますので、更新の手続きをされたか確認の連絡をさせて頂きます。又、主治医意見書をお預かりした一カ月後に介護保険証が送られてきたか確認の連絡をさせて頂きます。
- (2) 当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の療養生活及び協同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。
- ＜持ち込み制限＞
- ① 危険物 等
- ② たばこ・ライター 等 ※ 当施設内は禁煙です。
- ③ 酒類 等 ※ 当施設内は禁酒です。
- (3) 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
- (4) 外出及び外泊される場合は、事前にお申し出ください。外出・外泊申請書に記入していただき、外出・外泊の際には、外出・外泊許可書をお渡しします。お帰りの際にはスタッフテーションにお持ち下さい。
- ・ 現在服用中の薬をお持ちいただきます。
 - ・ 外泊については、6日までです。
- (5) 面会
- ・ 体調の優れない方や、マスクの着用ができないお子様の面会のご遠慮ください。
 - ・ 感染対策として、面会の制限（時間・人数等）をさせて頂いております。面会の制限や予約については、職員にご確認ください。なお、荷物の受け渡しも同じ時間帯にできるようにご協力をお願いいたします。
- 電話予約時間 9：00～17：00（木・土・祝は除く）
- (6) 着替えの取り扱い
- ・ 私物を利用される場合は、施設内のコインランドリー若しくはご家族での洗濯をお願いします。
 - ・ 私物には、必ず油性マジックで氏名をはっきりと記入し、床頭台の中に収めてください。
 - ・ 洗濯物は床頭台横の買い物袋にはいっております。
- (7) おやつ
- ・ おやつをお持ちになる場合、面会時に一緒に食べきれだけの量をお持ち下さい。
 - ・ 食事制限のある方も入所されておりますので、他の入所者には配らないで下さい。
 - ・ 召し上がる際は食堂兼談話室を利用し、他の入所者に見えないよう配慮してください。
 - ・ 召し上がった量を職員までお知らせ下さい。
- (8) 現金及び書類等の管理
- ・ 原則として、当施設では現金及び私的書類等の管理は行いません。又、入所者による現金・貴重品（指輪・時計・携帯電話等）の自己管理もできる限りご遠慮いただきます。
- (9) 施設及び設備の使用上の注意
- ・ 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って使用してください。
 - ・ 故意又は不注意で施設あるいは設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ・ 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生上等の管理上の必要があると認められる場合には、サービス従業者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
 - ・ 当施設の職員や他の入所者に対して迷惑を及ぼすような行為（宗教活動・政治活動・営利活動等を含む）を行うことはできません。
- (10) 災害等発生時の場合について
- ・ 自然災害等発生時の際には、施設サービスを制限させて頂く場合があります。

8. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者のおかれた心身の状況を斟酌しても一定の責任分が相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 併設事業について

当施設では、以下の事業を併用しています。

【居宅介護施設事業所】

平成 30 年 8 月 1 日 指定

静岡県 第 2278400359 号

【訪問看護ステーション】

平成 30 年 8 月 1 日 指定

静岡県 第 2268490030 号

【通所リハビリテーション】

平成 30 年 8 月 1 日 指定

静岡県 第 2218410179 号

10. 標準施設利用料、自費に関するご案内（浜名病院介護医療院）

（施設サービス・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護）

別紙 1～4 あり

